

令和 8 年度都道府県単位保険料率について

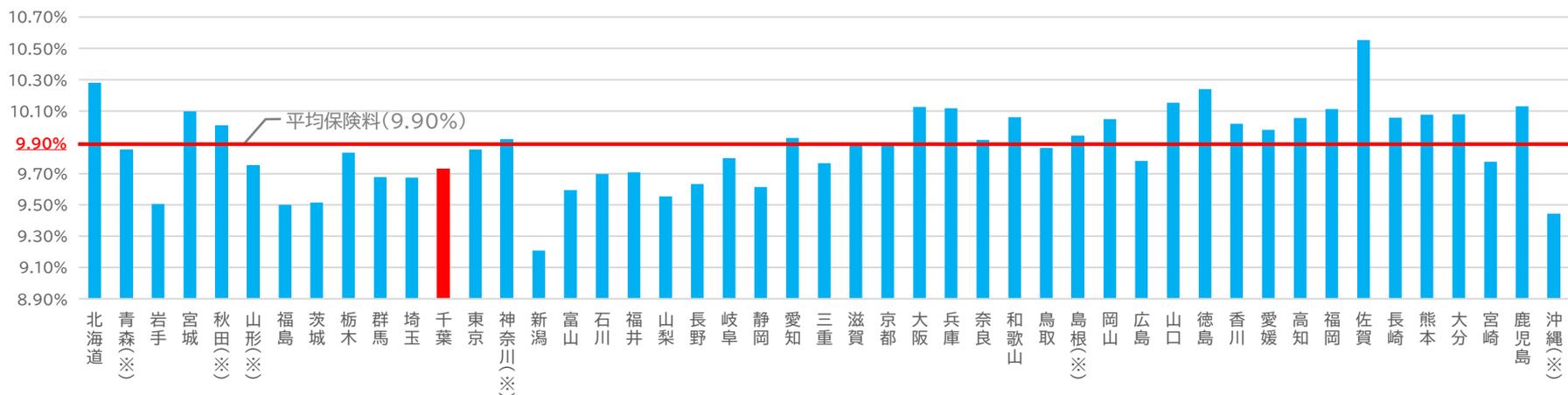
令和8年度 都道府県単位保険料率の決定について

令和8年度都道府県単位保険料率

■ 保険料率が全国平均より「高い」支部
■ 保険料率が全国平均より「低い」支部

北海道	10.28%	東京都	9.85%	滋賀県	9.88%	香川県	10.02%
青森県(※)	9.85% (9.86%)	神奈川県(※)	9.92% (9.96%)	京都府	9.89%	愛媛県	9.98%
岩手県	9.51%	新潟県	9.21%	大阪府	10.13%	高知県	10.05%
宮城県	10.10%	富山県	9.59%	兵庫県	10.12%	福岡県	10.11%
秋田県(※)	10.01% (10.02%)	石川県	9.70%	奈良県	9.91%	佐賀県	10.55%
山形県(※)	9.75% (9.79%)	福井県	9.71%	和歌山県	10.06%	長崎県	10.06%
福島県	9.50%	山梨県	9.55%	鳥取県	9.86%	熊本県	10.08%
茨城県	9.52%	長野県	9.63%	島根県(※)	9.94% (10.08%)	大分県	10.08%
栃木県(※)	9.82% (9.83%)	岐阜県	9.80%	岡山県	10.05%	宮崎県	9.77%
群馬県	9.68%	静岡県	9.61%	広島県	9.78%	鹿児島県	10.13%
埼玉県	9.67%	愛知県	9.93%	山口県	10.15%	沖縄県(※)	9.44% (9.61%)
千葉県	9.73%	三重県	9.77%	徳島県	10.24%		

(※)特例措置(保険料が年度ごとに増減する場合等に、その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置)により前年度から保険料率が据置きとなる支部(括弧内は特例措置による据置き前の数値)



適用時期

令和8年3月分(任意継続被保険者にとっては、同年4月分)の保険料額から適用する。

【参考】e-gov パブリックコメント
「健康保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について」より引用

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

○ 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県単位保険料率については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 160 条第 3 項の規定に基づき、支部被保険者を単位として、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとされている。

○ また、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 45 条の 2 において都道府県単位保険料率の算定方法が規定されているところ、算定に用いる額を勘案する際に必要となる一部事項については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 135 条の 7 等に委任されている。

○ このため、都道府県単位保険料率は、健保令及び健保則に基づいて決定されるものであるところ、各支部における財政と保険料率を安定させることができるようにする必要があるため、保険料が年度ごとに増減する見込みである場合等には、協会が厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

○ 協会は、一の事業年度の 3 月から用いる都道府県単位保険料率について、当該一の事業年度の前事業年度の 3 月から当該一の事業年度の 2 月まで用いる都道府県単位保険料率が、前事業年度における都道府県単位保険料率と比して上昇し又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができ旨の規定を健保則に設ける。

3. 根拠条項

○ 健保法第 7 条の 41

4. 施行期日等

○ 公布日：令和 8 年 2 月下旬（予定）

○ 施行期日：公布日

(参考)令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化

(単位：%)

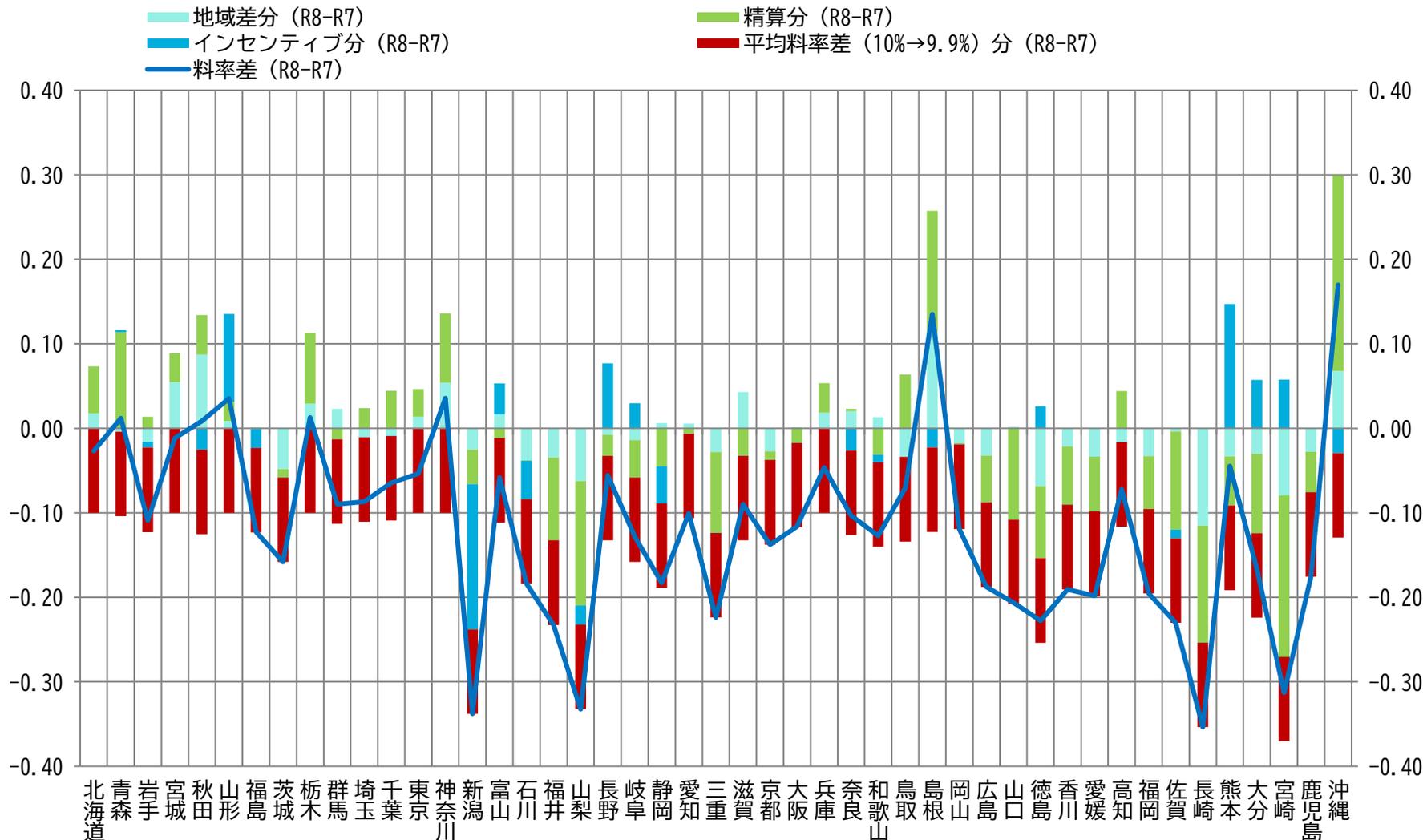
	令和7年度 保険料率 (平均10.00%)	令和8年度 保険料率 (平均9.90%)	現在からの変化	(参考)令和8年度 保険料率 (平均10.00%の場合)	現在からの変化		令和7年度 保険料率 (平均10.00%)	令和8年度 保険料率 (平均9.90%)	現在からの変化	(参考)令和8年度 保険料率 (平均10.00%の場合)	現在からの変化
	(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)		(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)
全国	10.00	9.90	▲0.10	10.00	0.00	24 三重	9.99	9.77	▲0.22	9.87	▲0.12
1 北海道	10.31	10.28	▲0.03	10.38	+0.07	25 滋賀	9.97	9.88	▲0.09	9.98	+0.01
2 青森	9.85	9.86	+0.01	9.96	+0.11	26 京都	10.03	9.89	▲0.14	9.99	▲0.04
3 岩手	9.62	9.51	▲0.11	9.61	▲0.01	27 大阪	10.24	10.13	▲0.11	10.23	▲0.01
4 宮城	10.11	10.10	▲0.01	10.20	+0.09	28 兵庫	10.16	10.12	▲0.04	10.22	+0.06
5 秋田	10.01	10.02	+0.01	10.12	+0.11	29 奈良	10.02	9.91	▲0.11	10.01	▲0.01
6 山形	9.75	9.79	+0.04	9.89	+0.14	30 和歌山	10.19	10.06	▲0.13	10.16	▲0.03
7 福島	9.62	9.50	▲0.12	9.60	▲0.02	31 鳥取	9.93	9.86	▲0.07	9.96	+0.03
8 茨城	9.67	9.52	▲0.15	9.62	▲0.05	32 島根	9.94	10.08	+0.14	10.18	+0.24
9 栃木	9.82	9.83	+0.01	9.93	+0.11	33 岡山	10.17	10.05	▲0.12	10.15	▲0.02
10 群馬	9.77	9.68	▲0.09	9.78	+0.01	34 広島	9.97	9.78	▲0.19	9.88	▲0.09
11 埼玉	9.76	9.67	▲0.09	9.77	+0.01	35 山口	10.36	10.15	▲0.21	10.25	▲0.11
12 千葉	9.79	9.73	▲0.06	9.83	+0.04	36 徳島	10.47	10.24	▲0.23	10.34	▲0.13
13 東京	9.91	9.85	▲0.06	9.95	+0.04	37 香川	10.21	10.02	▲0.19	10.12	▲0.09
14 神奈川	9.92	9.96	+0.04	10.06	+0.14	38 愛媛	10.18	9.98	▲0.20	10.08	▲0.10
15 新潟	9.55	9.21	▲0.34	9.31	▲0.24	39 高知	10.13	10.05	▲0.08	10.15	+0.02
16 富山	9.65	9.59	▲0.06	9.69	+0.04	40 福岡	10.31	10.11	▲0.20	10.21	▲0.10
17 石川	9.88	9.70	▲0.18	9.80	▲0.08	41 佐賀	10.78	10.55	▲0.23	10.65	▲0.13
18 福井	9.94	9.71	▲0.23	9.81	▲0.13	42 長崎	10.41	10.06	▲0.35	10.16	▲0.25
19 山梨	9.89	9.55	▲0.34	9.65	▲0.24	43 熊本	10.12	10.08	▲0.04	10.18	+0.06
20 長野	9.69	9.63	▲0.06	9.73	+0.04	44 大分	10.25	10.08	▲0.17	10.18	▲0.07
21 岐阜	9.93	9.80	▲0.13	9.90	▲0.03	45 宮崎	10.09	9.77	▲0.32	9.87	▲0.22
22 静岡	9.80	9.61	▲0.19	9.71	▲0.09	46 鹿児島	10.31	10.13	▲0.18	10.23	▲0.08
23 愛知	10.03	9.93	▲0.10	10.03	0.00	47 沖縄	9.44	9.61	+0.17	9.71	+0.27

(※)「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値

都道府県単位保険料率について、令和8年度の令和7年度からの変化分(料率差)は、「地域差」・「精算」・「インセンティブ」及び「平均料率差(10%→9.9%)」の4つの要因に分解することができる。

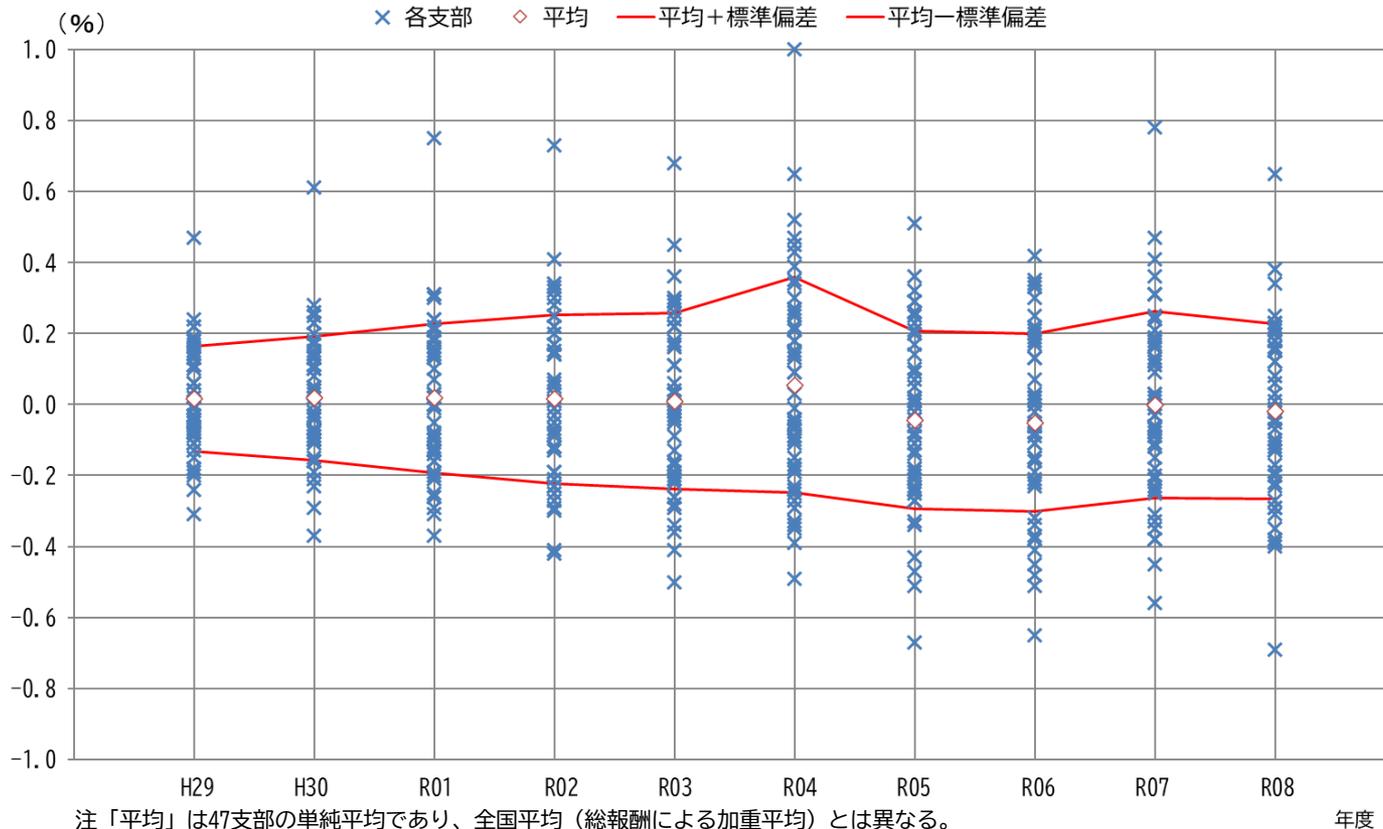
「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

令和8年度の都道府県単位保険料率の前年度差の要因分解



都道府県単位保険料率の推移

都道府県単位保険料率(各支部の適用保険料率と全国平均の差)の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している(令和2年度以前は激変緩和措置期間)。
 「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

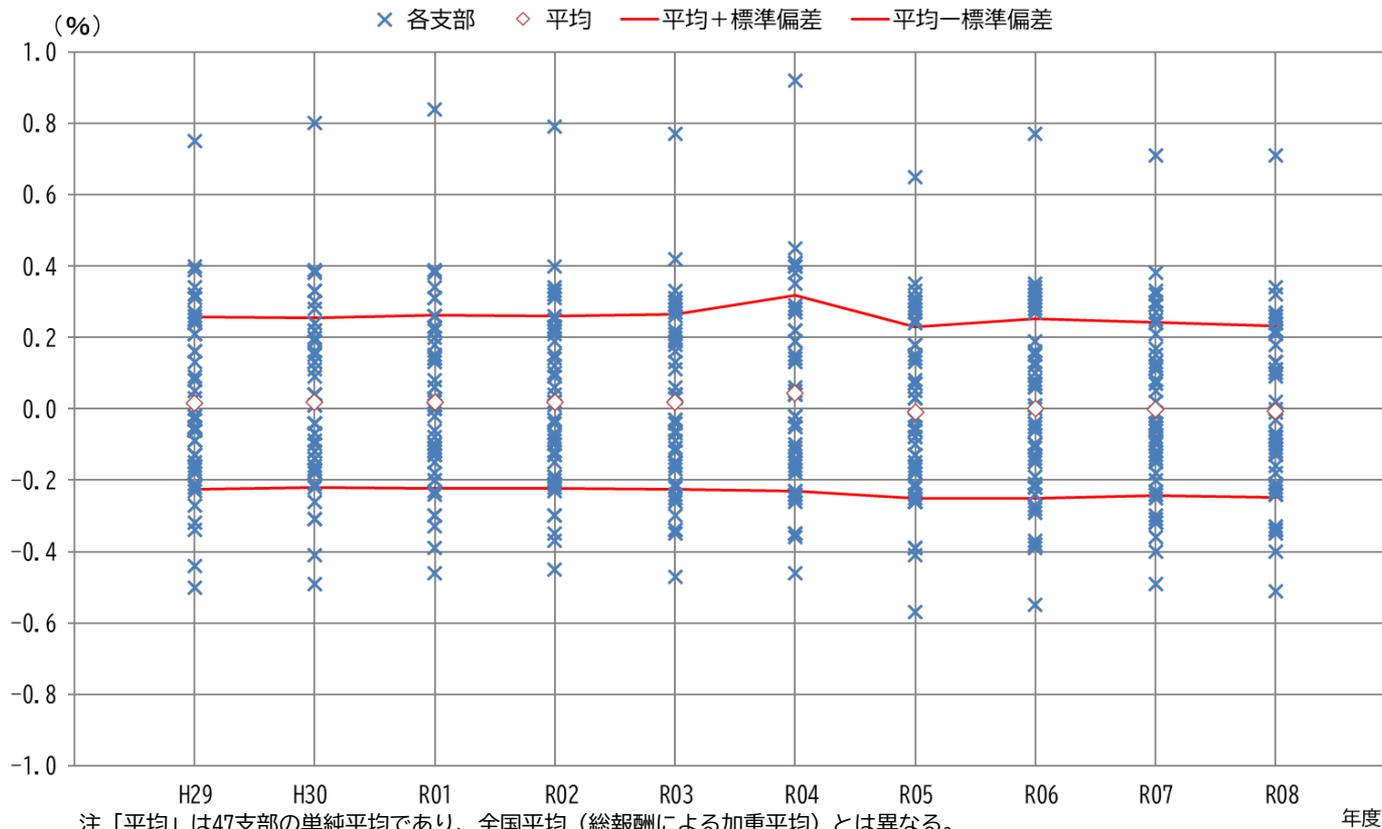


	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.05	-0.04	-0.05	0.00	-0.02
標準偏差	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263	0.247
最高料率	0.47	0.61	0.75	0.73	0.68	1.00	0.51	0.42	0.78	0.65
最低料率	-0.31	-0.37	-0.37	-0.42	-0.50	-0.49	-0.67	-0.65	-0.56	-0.69
最高料率-最低料率	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34	1.34

※標準偏差とは、
 平均値からのばらつき具合を測る指標。
 値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率(医療給付費についての調整後の保険料率)の推移

医療給付費についての調整後の保険料率(各支部の料率と全国平均の差・令和2年度以前は激変緩和反映前)は、精算及びインセンティブの影響を反映せず、医療費の地域差のみが反映されている。
標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。



注「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

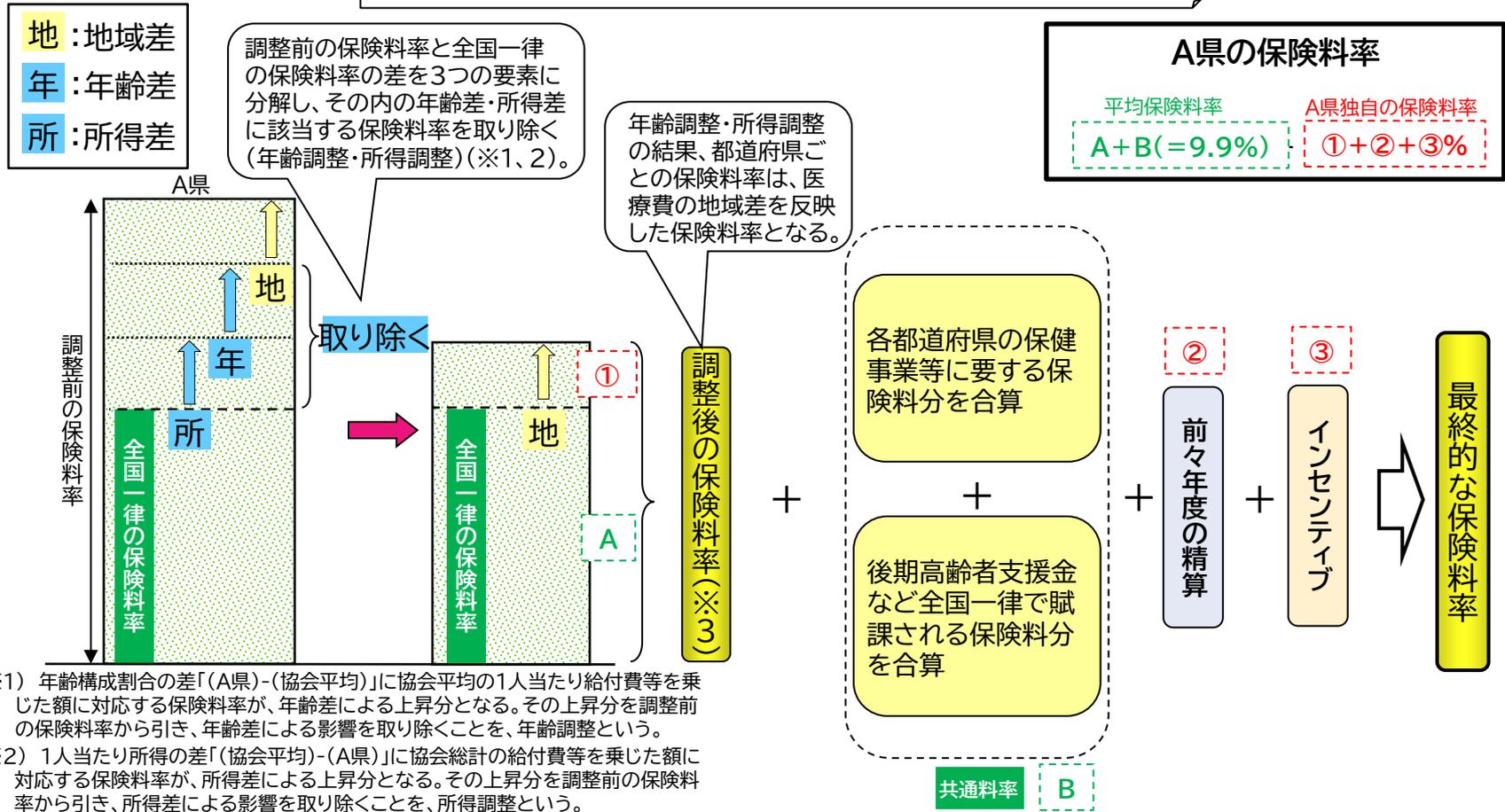
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	-0.01	0.00	0.00	-0.01
標準偏差	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243	0.240
最高料率	0.75	0.80	0.84	0.79	0.77	0.92	0.65	0.77	0.71	0.71
最低料率	-0.50	-0.49	-0.46	-0.45	-0.47	-0.46	-0.57	-0.55	-0.49	-0.51
最高料率-最低料率	1.25	1.29	1.30	1.24	1.24	1.38	1.22	1.32	1.20	1.22

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

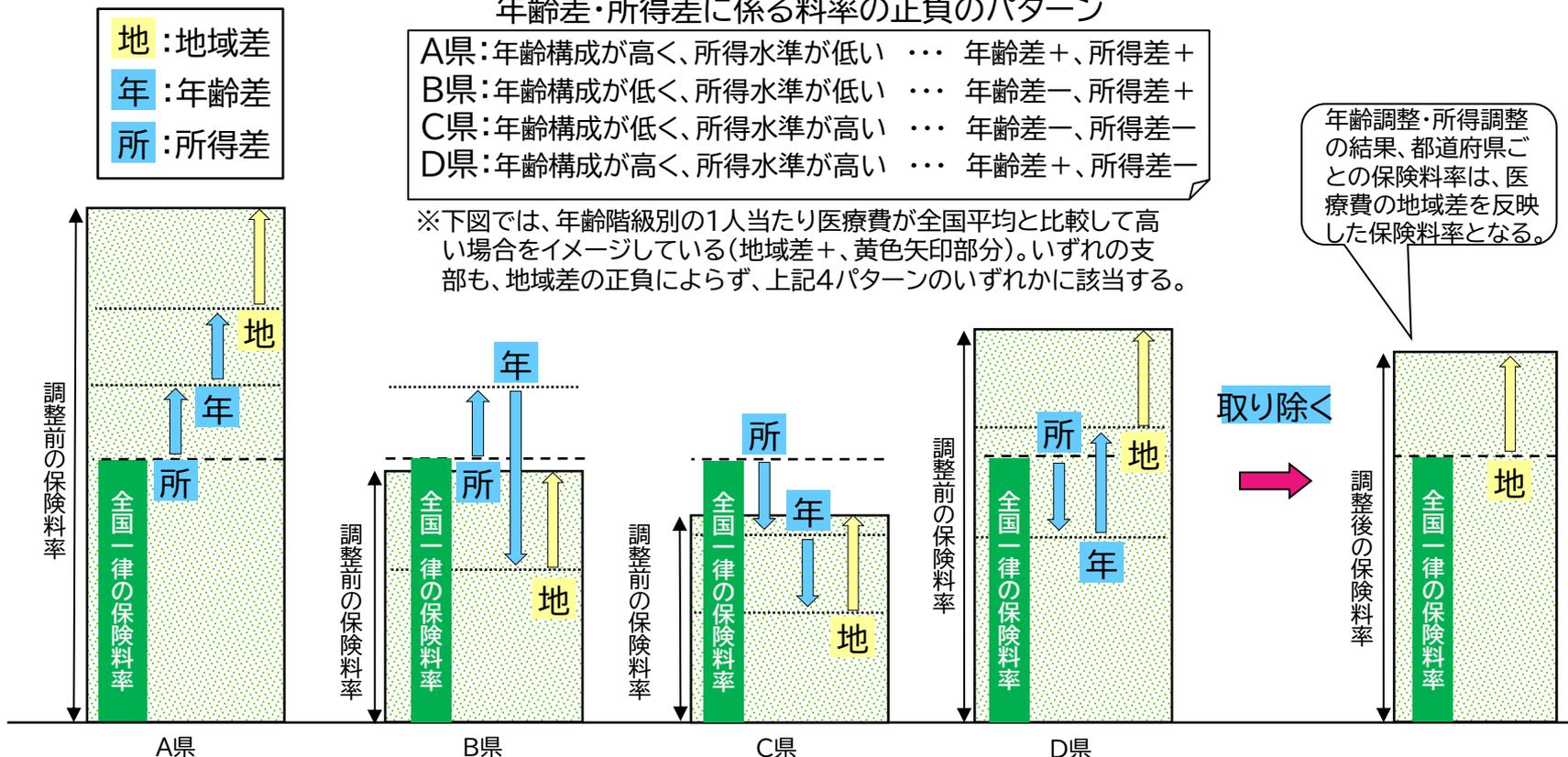
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県: 年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差+, 所得差+
- B県: 年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差-, 所得差+
- C県: 年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差-, 所得差-
- D県: 年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差+, 所得差-

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている(地域差+, 黄色矢印部分)。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

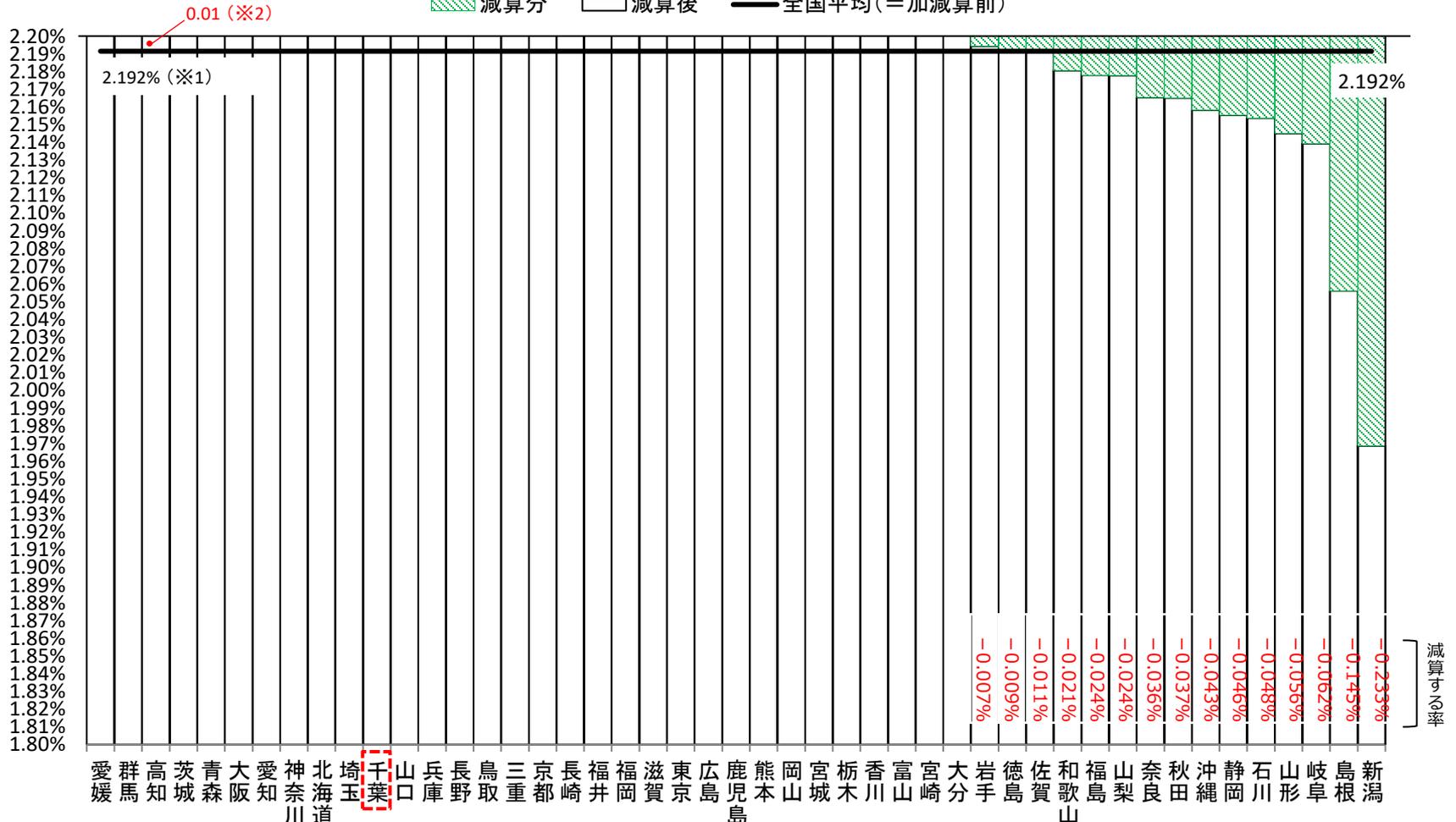
第138回運営委員会

資料4

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

（ 令和8年度保険料率の算出に必要な令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。）

加算率0.01



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。